

入札参加資格審査の基準等

【平成31年3月現在】

○ 入札参加資格審査の総合点

(1) 客観点（客観的評価事項）

客観点である経営事項審査総合評定値は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの審査基準日に係るものを採用する。

(2) 発注者別評価点（発注者別評価事項）

発注者別評価点は、次の表の各事項に係る係数を客観点（経営事項審査総合評定値）に乗じて算出し、各々の点数を客観点に加え、又は減ずるものとする。ただし、「4 技術者の保有状況」等については、該当する事項の点数を客観点に加えるものとする。

事 項	係 数 等
1 県発注工事の成績	
①平均値との差による加減（平成31年度施工分）	+10% ~ -10%
②成績不良による努力要請（1年に2回以上要請を受け、平成31年度又は平成32年度に指名を差し控えられた者）	-5%
③優良工事表彰（第40回（平成30年度施工）又は第41回（平成31年度施工）の受賞者）	+3%
④2年連続優良工事表彰（第39回から第41回まで）において、2年連続で受賞した者	+6%
⑤優良工事地域振興局長表彰（平成30年度又は平成31年度の施工分）の受賞者	+2%
⑥優良工事地域振興局長表彰（平成29年度から平成31年度までの施工分）において、2年連続で受賞した者	+4%
2 指名停止の状況（平成31年度又は平成32年度に措置を受けた者）	
①3ヶ月未満	-5%
②3ヶ月以上5ヶ月未満	-10%
③5ヶ月以上9ヶ月未満	-15%
④9ヶ月以上	-20%
3 営業内容（格付なし業者で建設業法に基づく監督処分を受けた者又は格付を取り消された者）	-10%
4 技術者の保有状況（経営事項審査のZ評点における1級又は2級の技術者の保有人数）（経過措置解体工事技術者は加算対象外）	
①1級技術者	1名につき+2点
②2級技術者	1名につき+1点
5 社会的要請への対応状況	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している者	1名の場合 +5点 2名以上の場合+10点
協力雇用主として秋田保護観察所に登録し、保護観察対象者等を実際に雇用している者	1名の場合 +5点 2名以上の場合+10点
6 地域貢献活動（災害対応活動、除雪活動又はクリーンアップ活動等）を行った者	各項目につき+3点 （上限9点）
7 人材の確保・育成の状況	
①男女共同参画職場づくり事業（次世代・女性活躍支援課）において加算対象者と認定された者	
ア次世代法に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+5点
イ女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	+5点
ウ女性の登用、育休実績、仕事と家庭の両立又は職場環境に関する事項のうち、2以上の事項に該当する者	+10点
②未就業者の職業体験に取り組んだ者	+3点（ただしインターンシップを含む取組の場合は+5点）
③若年者（採用時30歳以下）を常時雇用として採用し、かつ、継続雇用している者（当該若年者が県内在住者である場合に限る。）	1名の場合 +20点 2名以上の場合+30点